

岩美町営住宅入居申込案内

町営住宅は、公営住宅法に基づき町が整備し管理する低所得者向けの賃貸住宅です。
この入居申込案内は、入居の条件や手続きをまとめたものです。
申込の際にはよくお読みください。

1. 申込の前に

- (1) 住宅に入居された場合は地元自治会に参加し、団地内の清掃作業、当番など、ほかの入居者、近隣住民とお互いに協力し生活してください。
- (2) 募集する住宅は新築のような状態ではありません。前の入居者が退去した住宅を日常生活に支障のない程度に修繕を行っていますので、ご承知の上お申し込みください。
- (3) 犬・猫などペットの飼育はできません。(餌付け・預りを含む。)
- (4) 駐車場は、駐車可能台数が限られています。希望に添えず割り当てられない場合があります。

2. 入居申込資格

入居申込をされる方は、次の(1)～(5)までの要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあっては、同居する者が入居者の親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)又は病気その他特別の事情により同居することが必要であると認められる者であること。
- (2) 収入基準に該当すること

入居予定者全員の年間総所得額の合計から公営住宅法に規定する控除額を控除し1/2で割った額が次の金額以下であること。

一般世帯	158,000円以下
※高齢者・障がい者世帯等	214,000円以下

※高齢者・障がい者世帯等とは、次の世帯をいいます。

- ①申込本人が60歳以上で、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の世帯
- ②身体障がい者の程度が1級から4級程度と判定された方がいる世帯
- ③精神障がい者の程度が1級から3級程度と判定された方がいる世帯
- ④知的障がい者の程度が上記の身体障がい者、精神障がい者と同程度である方がいる世帯
- ⑤戦傷病者手帳特別項症から第6項症又は第1款症の交付を受けている方がいる世帯
- ⑥原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により医療に関する厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
- ⑦海外からの引揚者で引揚後5年以内の方がいる世帯
- ⑧ハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯
- ⑨義務教育終了前の児童がいる世帯

- (3) 現在住宅に困っていること

※申込者及び同居者に持家のある場合は原則として申込できません。

- (4) 市町村税を滞納していないこと。
- (5) 申込者及び同居者が暴力団員でないこと

3. 申込に必要な書類

- (1) 町営住宅入居申込書
- (2) 入居予定者全員の住民票
※続柄表示・本籍表示のあるもの
- (3) 市町村が発行する入居予定者全員の所得課税証明書
 - ※前年の所得課税証明書が発行されない時期（1月からおおむね5月頃まで）に入居申込をする場合
 - ・給与所得者及び年金所得者は前年の源泉徴収票及び前々年の所得課税証明書
 - ・事業所得者等は前年の確定申告書の控え及び前々年の所得課税証明書
 - ※中途就職者は給与支払証明書等
- (4) 現在入居している住宅の状況が確認できる書類（賃貸借契約書の写しなど）
- (5) 同意書
- (6) 誓約書
- (7) 申込者の家族状況等によって提出が必要な書類

内容	必要書類
婚約中の場合	・婚姻予約証明書
入居申込時点で退職している場合	・退職証明書等
生活保護を受けている場合	・生活保護受給証明書
母子・父子世帯の場合	・戸籍謄本
単身入居の場合	・戸籍謄本
妊娠中世帯の場合	・母子手帳
入居はしないが、所得税法上扶養している親族がいる場合	・扶養を証明する書類
障がい者 ※右欄のうちいずれか	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・戦傷病者手帳
原子爆弾被害者	・特別手当証明書
引揚者	・引揚証明書
ひとり親控除又は寡婦控除に該当する人のうち、所得課税証明書に控除記載がない場合 ※右欄のうちいずれか	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本 ・源泉徴収票（控除該当記載のあるもの） ・確定申告書の控え（控除該当記載のあるもの）
配偶者間暴力の被害者 ※右欄のうちいずれか	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判所による保護命令書の写し ・婦人相談所長の証明 ・婦人保護施設長又は母子生活支援施設長の証明

犯罪被害者等	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況等申告書 ・同意書
申込時に町外に住所がある場合又は申込日の属する年の前年の1月1日に町外に住所がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務を負う前住所地である市区町村において税金の滞納がないことを証明する書類

※その他必要に応じて別の書類等の提出をお願いすることがあります。

4. 入居手続

入居決定者は、入居可能日（文書で通知します。）までに次のことを行っていただきます。
なお、入居可能日までに入居手続をされない場合は、入居の決定を取り消す場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 入居時に敷金として家賃3か月分を納入していただきます。敷金は、未納家賃等がなければ退去完了後に還付します。
- (2) 保証能力のある連帯保証人が連署した「請書」（入居者本人及び連帯保証人の印鑑登録証明書、連帯保証人の所得状況が確認できる所得証明書等の書類、緊急連絡先届出書、連帯保証人が連署した「町営住宅入居にかかる説明書」）を提出していただきます。

次に該当する者は連帯保証人になることができません。

- ・制限能力者又は破産の宣告を受け、復権の決定の確定していない者
- ・禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- ・禁固以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・禁固以上の刑に該当する犯罪により公開に付けられ判決確定にいたるまでの者

次に該当する入居決定者は、連帯保証人の確保が困難な場合は、請書への連帯保証人の連署が免除される制度があります。

- ①町長が指定する家賃債務保証業者と家賃等に関する保証委託契約を締結した者
- ②町長が指定する家賃債務保証業者に保証委託契約の締結の申込みをしたにもかかわらず、契約の締結に至らなかった者のうち次に該当する者
 - ・65歳以上の者
 - ・障がい者
 - ・DV 被害者
- (3) 入居後は速やかに住民票を異動していただきます。

5. 入居後の注意事項

(1) 家賃の納付

家賃は毎月末日までにその月分を納付していただきます。

(2) 収入申告書の提出

家賃を決定するため、毎年度収入申告をしていただきます。申告されない場合は、近傍同種の住宅家賃（民間住宅並みの家賃）に決定されます。

(3) 住宅の明渡しの原因となる行為

次のような場合には住宅の明渡しを請求することになります。

- ①不正の行為により入居したとき
- ②家賃を3か月以上滞納したとき
- ③住宅等を故意にき損したとき
- ④正当な事由によらないで引き続き15日以上住宅を使用しないとき
- ⑤入居者が、承認を受けないで町営住宅を他の者に貸したとき
- ⑥入居者が、承認を受けないで他の者を同居させたとき
- ⑦入居者が、承認を受けないで町営住宅の模様替え又は増築をしたとき
- ⑧周辺の環境を乱し、迷惑を及ぼす行為をしたとき
- ⑨入居者又は同居者が暴力団員と判明したとき
- ⑩高額所得者に認定されたとき
- ⑪その他岩美町営住宅の設置及び管理に関する条例に定める保管義務等に違反したとき

(4) 火災保険等の加入について

入居者の責任による火災が発生した場合に、町では建物の修繕費用等を請求することとなります。また、自身が居住している住戸だけでなく、共用部分や他の入居者が居住する住戸にも被害の恐れがあり、多くの方に迷惑を掛けることになります。

安心して日常生活を送るため、各入居者が火災保険等に加入することをお勧めします。

◎その他不明な点がありましたら、住民生活課住宅係にご相談ください。

岩美町役場住民生活課住宅係
電話 73-1415